

**多賀城市地域活動支援センター事業業務委託に係る
公募型プロポーザル質問回答書**

質問 番号	質問内容	回答
1	【令和9年度多賀城市地域活動支援センター事業業務委託事業者募集要領】 「10 参加表明提出書類のイ法人の登記事項証明書について」について、最新の原本が必要となりますか？令和8年6月24日付のコピーでは無効となりますか？	原本（参加表明書等の提出日より3か月以内に発行されたもの）を提出願います。
2	【令和9年度多賀城市地域活動支援センター事業業務委託事業者募集要領】 「10 参加表明提出書類のウ法人税と消費税及び地方消費税について」について、社会福祉法人のため法人税の納付はありません。消費税及び地方消費税は、銀行引き落としで納付しており納税証明書又は領収書の類はございません。別添の「受診通知（ダイレクト納付完了通知）」でも代用可能ですか？	法人税の納付証明書又は領収書については、提出書類中「イ 登記事項証明書」により社会福祉法人格を有していることを確認できるため提出不要です。 消費税及び地方消費税の納付証明書又は領収書に関しては、納付済みであることが確認できる書類であれば差し支えありません。
3	【令和9年度多賀城市地域活動支援センター事業業務委託事業者募集要領】 「10 参加表明提出書類のエ市税の納税完納証明書について」について、社会福祉法人のため市税は免除となっており、関係する書類等は存在しないのですが、税理士等に依頼し作成が必要となりますか？	提出書類中「イ 登記事項証明書」により社会福祉法人格を有していることを確認できるため提出不要です。